

鳥取県非営利公益活動広報補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県非営利公益活動広報補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、非営利公益活動団体が自ら行う広報活動への支援を行うとともに、県民の非営利公益活動の理解や活動への参加を促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、非営利公益活動の広報など県民へ非営利公益活動を広く周知し又は当該活動への参加を促すチラシ等（ただし、単独のイベント周知に係るものを除く。）及びウェブサイトの作成にかかる事業（以下「補助事業」という。）を行う別表の第1欄に掲げる団体に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額から補助事業に係る収入の額を差し引いた額（千円未満の端数は、切り捨てた額とし、10万円を限度とする。）以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、事業実施の20日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(着手届を要しない場合)

第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 補助事業の目的、効果に変更をもたらす変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第 17 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から 20 日を経過する日
- (2) 規則第 17 条第 1 項第 3 号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の 4 月 20 日
- 2 規則第 17 条第 1 項の報告書に添付すべき同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 4 号及び様式第 5 号によるものとする。

(雑則)

第 9 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、未来づくり推進局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県非営利公益活動広報補助金交付要綱は、この要綱の施行の日以降に提出された申請に適用し、同日前に提出された申請については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

1 事業実施主体	2 補助対象経費
非営利で公益を目的とした団体(法人格の有無を問わない。)。ただし、運営費の全部又は一部に国や地方公共団体からの資金を充てている団体及び、既に鳥取県非営利公益活動啓発補助金及び本補助金(単独のイベント周知に係るものを除く。)の交付を受けている団体を除く。	補助事業を実施するために必要と県が認める経費

様式第1号(第4条関係)

平成 年度鳥取県非営利公益活動広報補助事業計画書

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 事業内容(なるべく詳細に)

4 添付書類

- (1) 団体の概要がわかるもの
- (2) 事業内容に関するもの
(チラシ、レジュメなど)

様式第2号(第4条関係)

平成 年度鳥取県非営利公益活動広報補助事業収支予算書

収入の部 (単位:円)

区 分	予算額	積 算 内 訳
県補助金		
その他の収入		
合 計		

支出の部 (単位:円)

区 分	予算額	積 算 内 訳
合 計		

様

職 氏 名 印

平成 年度鳥取県非営利公益活動広報補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった鳥取県非営利公益活動広報補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

(担当: 電話:)

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、 とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、 とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額等について、鳥取県非営利公益活動広報補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第3条第2項の規定により算定した額と、前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第8条関係）

平成 年度鳥取県非営利公益活動広報補助事業報告書

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 事業内容（なるべく詳細に）

- 4 添付書類
・事業内容に関するもの
（チラシ、レジユメなど）

様式第5号（第8条関係）

平成 年度鳥取県非営利公益活動広報補助事業収支決算書

収入の部 (単位：円)

区 分	予算額	決算額	差引増減額	積 算 内 訳
県補助金				
その他の収入				
合 計				

支出の部 (単位：円)

区 分	予算額	決算額	差引増減額	積 算 内 訳
合 計				